

議会運営委員会

平成18年2月24日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	松田 正
小野 隆雄	坂口 徹	三木 誓士
中西議長		

2. 理事者出席者

総務部長 植村 哲男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 三木委員、飯高委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に三木委員、飯高委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それでは、レジメに従いまして進めてまいります。

1. 協議事項（1）平成18年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

はじめに、会期日程についてを議題といたします。3月定例会については昨年12月の議会運営委員会で確認をいただいておりますが、新たに3月15日の午後1時30分から都市基盤整備特別委員会の開催が予定されましたので、備考欄に入れております。それ以外の変更はございません。

お諮りいたします。3月定例会については3月2日（木）から23日（木）までの会期を22日間ということで決定させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

小野委員 都市基盤整備特別委員会の委員長おられますけども、15日ということなんですけれど、ここに入れるということについては何ら異存はないんですが、考え方の一つとしてね、特別委員会ですので、これは閉会中であっても審議事項がある場合はやるということになってますので、むしろ、定例会開会中には特別委員会は付託事項がなかった場

合、入れない方がベターであるという、そういう基本的な考え方があると思うんです。今月、こうして入れておられるのはよろしいですねけど、以前にもここで色々議論しました。特別委員会をどうするかということ、特別委員会の考え方ということはもちろんご存知だと思いますけど、そういう事の配慮をしていただきたいと思いますし、定例会には委員会の開催というのは本会議からの付託という一時的なこともありますので、その点、もう一回皆さんに認識を新たにしたいなと、そのように思いますが、その点、どういうあれで、今回、定例会の中に組み入れているというか、そういう風にされているのか、ちょっと議論していただきたいと思います。

委員長 組入れた経過について、事務局の方から説明をさせていただきます。

事務局長 都市基盤整備特別委員会を、備考欄のほうで会期中に入れさせていただきましたのは、補正予算の中でJR法隆寺駅の関係がございましたので、建設常任委員会の方でも、付託案件では総務委員会で一般会計の補正予算の中でご審議をしていただくことになるんですが、常任委員会の方でもご報告させていただきますし、担当していただいております都市基盤整備特別委員会の関係がございましたので、建設委員会の終わった後に、設定させていただいております。本来でしたら、付託議案でなかったもので、入れる必要はなかった訳でございますが、急遽関係が出てきましたので、こういう形で今回入れさせていただいております。報告させていただく事項がなかったのがございますが、都市基盤整備特別委員会に関係していただいておりますので、今回はこういう形で入れさせていただきました。どうぞご理解をいただきたいと思います。

小野委員 そういうあれでしたら、理解できました。

委員長 ただいま小野委員の方からもご指摘ありましたように、前回でした

か、法隆寺駅舎の関係での補正などの問題もあつたりしたときには、会期中にやはり付託をせなあかんということで、開催した経緯もございましたが、今回におきましても、ただいま説明があつたように補正予算に関わる問題があるということで、こういう判断をしたということで、ご了解いただきたいと思います。今後、小野委員から申し出のあつたように、特別委員会という性質を考えて、日程の持ち方については今後も慎重に考えて取扱いをしていくということで、ご了解いただきたいと思いますという風に思いますが、他にございませんか。

(質疑なし)

委員長 そうしましたら、異議なしと認めさせていただきます。平成18年第1回斑鳩町議会定例会は、3月2日(木)から3月23日(木)までの会期22日間ということで決定させていただきます。

次に、付議予定議案についてを議題と致します。

総務部長に出席を願っていますので、まず付議予定議案についての概要説明を求めたいと思います。

(総務部長説明)

委員長 付議予定議案について、総務部長から概要の説明を受けましたが、委員皆さん方のほうで、事前にお聞きしておくことがあれが、お受けしてまいりたいと思います。質疑、意見等のある方はどうぞ。

小野委員 議案という番号で話させていただきたいと思うんですが、議案30号、31号、一部事務組合の規約の変更ということでお聞きいたしました。その中で、総務部長から、特段の配慮ということで、知事の認可も必要だと、それと一部事務組合の議会ということで、特段の配慮ということは、できれば最終日までではちょっと時間が足りないというようなことだと思うんです。つきましては、私がかねがね、議員の

選出方法について色々議論したいということ、私も議長の時行ってましたので、ある程度のことは分かってるんですが、今回の場合のことも踏まえて議論したいという気持ちがあるんです。斑鳩町議会議員として議論したいということもあるんです。ついでに、今回、やむを得ない、今の提案だと思うんですが、上牧町の収入役を廃止するというのはいつ決まってあんのか、それと、それが正式に決まってあつたら、もう少し早く出せるんじゃないかなと、3月議会じゃなくても出せるんじゃないかなということと、それから、構成している他の6町の議会の日程ですね。私どものは先ほど設定させていただいた23日ですから、委員会付託をして議論を深めていってでの結果ではちょっと遅いだろうと思うんです。そこらの点はどのようになっているのか、2点。

委員長

ただいま、小野委員の方からご質問のありました件ですけれども、常々ご本人もこの問題については非常に問題意識をお持ちであったということから、ただいまご質問があったと思うんですが、上牧町の収入役の廃止の点について、間に合わなかったのかということをおっしゃっておられますが、その決定の経過ですね、そういったところを掘っていたら説明の方をお願いしたいと、そして、他の6町との日程の関係なども含めまして、ただいまご質問いただいていると思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

総務部長

1点目の関係については、私の方から説明させていただきます。私も、直接ではございませんが、担当を通じまして上牧町の収入役が廃止されていくというようなことを聞いておりました、それに伴いましての措置をどうするかということにつきましては、担当の方から市町村課の方へ、そのような関係をどのように処置するかということも相談されてきた経緯は聞いております。そうした中で、収入役の廃止の関係についての正式な議会での関係につきましては、3月議会で出されるんだというようなことで聞いておりますが、确实のそれを確かめ

たものでございますが、そういった事で私の方では他課から聞いた情報といたしまして承知いたしております。

小野委員　多分、収入役の任期満了を待って、提案しないんだろうということなので、きちっと収入役を廃止しますというような形ではないのかなと。当然、先ほどの説明の中にも、助役が兼務というんですか、されるということです。そうした中で、今後ね、色々他の6町も、そういう方向に、本町もそういう方向に向く可能性もありますよね。その度に、今の一部事務組合の規約なんですね、それが管理者として決めている町の収入役が設置されていかないと、その中で、助役との兼務でなってしまうから、規約自体をもう少し考えていくべきだという事を思っておるんですね。その中で、先ほどちょっと触れた、議員が議長となつとると思うんですよ。現に管理者と議員、議員は町長と議長で構成されておって、その中の管理者を担当する町長のところが助役ということになって、そして収入役が組合の方へ入ってくるんだと思うんです。そこらは意見として、今度は言わせてもらいたいということもありましてね、それを議会の中で話すことによって、一部事務組合にどのように反映できるのかね、それはこっちから行ってもうてる議長でもあるし、一部事務組合については担当のそういうあれがあると思うんですね、部長までで構成される、そういう事務局というんですか、それがあると思うんですが、そこらはどのように反映していけるのかな、ちょっと思うんですが。

総務部長　この件につきましては、広域圏協議会というものが、一部事務組合の生みの親ということですので、私も含めまして幹事というものがございます。7町の幹事によりまして、まず、そういったものをどうしていくかということで事務的に指摘をさせていただいて、今後、それを踏まえました中で報告を、それぞれ会長、副会長にさせていただいた中で、どのような方向に進むかという事になっていくだろうと思います。一つは、各町の収入役の任期がそれぞれ違いますので、そ

れぞれ、そういう方針が決まりましたでも、規約の改正をする時期がちょっと変わってくるだろうと思います。そうした中で、一部事務組合も斑鳩町の地方公共団体と同じような組織の中で一部を処理するためのものがございますので、その中で、その収入役そのものをどうするかというようなことも含めて、整理しなければならないと思っております。そういった事で、まずは、各7町の幹事に課せられた課題だろうと、整理していかなければならないものだろうと考えております。

小野委員 他の日程の関係、事務局の方から教えてもらえますか。

事務局長 今、広域7町の日程については、まだ議会運営委員会を開催されておられないような状況で、まだどこも来ておりません。斑鳩が一番早く、その次が、王寺も同じくらいの日程になるかと思いますが、まだ日程は全然聞かされておられませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 今局長より説明のありましたように、ちょっとよその議会はうちの議会と違ひましてね、日程の組み方というのは、直前の議会運営委員会ではっきり決まると、いつもそんな感じで、私もなかなか掴みにくいんですが、議員間の中で聞いている話では、平群とか、三郷辺りは17日ぐらいかな、その辺で終わりになるだろうというようなことで、割合うちより遅く始まって、早く終るような状況であるということは、それは確定ではないんですが、議員間の中で私も聞いているような状況なんですが、特に、斑鳩町の場合は最終日が23日ということもありますので、そこで特段の配慮していただけないかというふうに、理事者側の方からも提案がございましたし、担当いたしております厚生常任委員会の中でも、委員長を含めましてその事については配慮をしていただきたいというので、委員会の中で委員長の方も委員会の方へ諮られておられましたので、できるだけご協力の方をお願いしたいという風に私の方も考えているところなんですけれども。

小野委員　　ちょっと、今の議運の委員長としての意見はおかしいと思います。あくまで、この斑鳩町議会は委員会中心主義でやってて、付託を前提としているんですね。付託されるべき厚生常任委員会へそういう事を諮られて、議会運営委員会へお願いするというのはちょっとおかしいと思いますけど。それはさておいて、私は今の意見のようにね、具体的にいえば、初日に委員会付託を省略して議論してくださいということだから、その時には意見言わせてもらえるということはあるんですが、ただそれが、他の議会がもうちょっと早く終わるから、その日で委員会付託をして、各々がね、そして審議を深めておられるということがあるんだったら、23日というのがどうしてもだめなのかね、その点は先ほどの総務部長の話ではちょっと、もう少し掴め難かったのでね、やはり23日最終日で議決ということになるは、やはり後の事務的なことがとても困難だという、日程的な細かい話できたらやってください。

総務部長　　組合議会が3月27日に行なわれる予定になっております。そうした関係上、知事の認可には2週間程度かかるというようなことも聞いております。そうしたことから、出きれば間に合うようにということでお願いさせていただいておるものでございますので、よろしく願いします。

小野委員　　27日、年度末やね。3月27日。それで、その組合議会の方で各町の議会の議決をもって、結論付けて、認可申請するんですか。じゃ、ないんですか、その、そうじゃなくて、それは確認するだけのことですか。そしたらね、各町の議決をもって知事へ認可申請をされて、それで下りてくるのは1週間ぐらいやと、2週間ぐらいやということで、それが組合議会の27日に間に合わないという組み立てなんですか。

(「はい、そうです。」の声)

小野委員　そうしたら、他の町でも、みんなそうして、初日に議決をもらうように特別な配慮をしていかなないかんということで、なってくるんやろうと思うけどね。やはり、ちょうど、3月27日というあれがあったら、それに間に合うようにじゃないんでしょ。知事の認可というのはね。3月27日の組合議会には認可の下りたもので議論しないといけないということなんですか。報告しなければいけないということ、どちらなってくる。

総務部長　上程するについては認可を受けた後というようなことで手続きを追うということになっておるとい事で聞いております。

小野委員　ちょっと、合点いかんねけどね。何のために、認可を受けて3月27日の協議会に認可が下りてなかったら、その協議会開かれないというような感じでも受けとめられるんですよ。ちょっと、そこらはおかしいなと思いますねけどね。どっちみち、規約の変更でこちらだけがだめやと言うても。色々、この問題としてね、やはりこういう出し方は、まずいんじゃないかなと、最終の。例えば、収入役がその時点で、どう言うんですか、上牧の収入役が廃止されるんだというタイムリミットとの兼ね合いやと私は思う。それで、その協議会の中で、メンバーが欠けるから、首長ですか、が、その議員として入ってもらうと、そういう形になってくるんかなと、規約見てないんやけど、変更なるの。聞いている話の中でのことですが、それらはやっぱり、しっかりと斑鳩町議会としては、委員会付託省略するということが安易にやるべきじゃないということをおこの場所で言うときます。

委員長　ただいま、小野委員の方から色々ご指摘を受けております。この2つの議案につきましては、特に前段の部分で小野委員の方からもご意見ございましたが、後段の部分でも審査会を設置して、稼動していくためにも、早く知事の方の認可をいただいてしていかなあかんという

ことも十分理解をしているところでございますが、やはり議会運営上、きちんと委員会付託をして、委員会での決定を受けて、本来、議決を取っていくというのが、本来のやり方だということで、小野委員の方もご心配いただいているという事。そして、先に言われてました、組合の方の議会のメンバー構成の点につきましても、総務部長の方でも幹事会があるということで、また幹事会の方でそういった課題について検討していくということでしたので、小野委員の言われた内容につきましても幹事会の方で、特段、斑鳩町議会の方ではこういう意見があるという事で、しっかりと反映をしていただいて、その中で協議をしていただけるように総務部長におかれまして、是非お願いをしておきたいと思えます。

他に委員さんの方で付議予定議案につきましても、何かございませんでしょうか。

松田委員 気になってるんですけども、国民保護協議会の関係ね、これはその次の関係もそうなんですけど、大体、斑鳩町の防災会議のメンバーと、ほぼ似てるのと違うかなという風に思うんですけどね、違いがあるんですかな。

総務部長 おっしゃる通りでございまして、国の方からも防災会議に合わせたメンバーで選出するよということの、付け加えたようなものもおっしゃっております。そうした方向で進めたいと考えております。

松田委員 個人的な見解なんですけど、防災会議とほとんど変わらんならね、防災会議で、ちょっと1項でも追加してね、そしてそれを読み替える関係にしといた方が、むしろええんかなという感じがするんですよ。確かに、この関係については、事前に総務常任委員会でもお諮りをいただいて、今度出すということはお聞きしてしているんですけど、僕を感じとしては、たまたま総務委員会で欠員もあるし、これ見ますと総務委員会に付託事案でもあるし、ちょっと心配されるんですよ、

中身の関係等。ことさら、この関係でいう主旨の関係をいって見て、一体どうなんかなというの思うからね、果たして、付託を受けても本当の審議というのはどうなるかなと、坂口さんおいでですけど、気になるんですよ。むしろ、議運としてね、今度3月議会にこういう関係で提起することが妥当かどうかという事もあるんですよ。そういう意味で、一度議論をしてみたらいいのかなという感じがするんでね、ちょっと聞いてみたんですが、僕はできれば、大層な関係で、こんな組織だけを作ってね、どうのこうのと言うよりも、現在ある会議がそのまま読み替えることによって運用できるんなら臨機応変と。それこそ、非常の事態ですから、いう事の適応できるようにしておけば、間に合うとちゃうかなと思うんですが、そういう考え方というのは成り立たんのかどうか、ということが、ひとつ理事者側に聞いておきたいし、この3月議会でこういう関係について提起をされて、議会で審議をすることが妥当だという風に議運としてもお考えになるんかかどうか。多少、意見を聞いておきたいなという感じがするんです。

それから、今一つ、二つ目の問題はですね、指定管理者制度の問題なんです。指定管理者制度の問題で、ここで、3つの組織が出ていますけど、色々聞いていますと、ほとんど現行と変わらないという風に言われている。変わりがなければ別に指定する必要もないんじゃないかなというように思うんですけども、指定管理者制度というのはもうひとつよく分からんのですけど、条例で決めてしもてるんですから仕方ないんか分からんけども、結果的にはですね、文化センターにしても、観光駐車場の関係にしてもですね、結局、行政管理者とそれぞれの施設の管理者とは一緒なんですよね。そういう意味からいって、なおさら、形だけを作るだけであって、結果的にはちょっとも変わらんの違うかなという感じがしているんでね、しかもこの事についてこそ、例えば、先走ってものを言うようですけど、各委員会に付託をされるんですけど、委員会ごとに違う見解が出たらどないなるのかなというように思うんですよ。同じ内容のものであってね。そういうためにはもう少し議運で議論をしておいてもらって、大体、ほぼ方向

付けが出来るんならしておいてもらった方がいいような感じもしますしね、これなんか見てみても、個人的には総務委員会でどこが変わらんやと、全く変わらんねやったら、あまり意味がないのと違うかなという意見を言うておいたんですけど、どうもその事についてはあまり変わらないと。色々考えてみると、町長が兼任されておるということになってくると、結局的には一緒であると、形だけ変える。そのために、そういう事で関連している消防センターの関係なんかでも変えるやという事にしてですね、設置をした時期の問題とか、あるいは消防センターなどについても、その設置するに至った経緯などからみて、非常に損なわれてしまうという感じもする問題が出てくるですね。そういう意味について、どういう風にお考えになっているのかなと。そして、整合性、整合性と言われるんですけどね、果たしてそうかなという感じもするし、この辺ものですね、同じような性格というか、各委員会ごとに違う結論になったら、本会議で難儀なことやろなと思しね、多少議運などで、この問題の今後の扱い、ここで委員会付託になってますけど、それぞれの。どういう方向付けしていくんかなということ、多少意見交換をしておいてもらった方がいいかなと。それらを参考にしながら、審議させてもらう方がいいんかなという感じがするんですけどね、その辺どうなんでしょうかね。

これは理事者側にお聞きをすることと、議運で議論をしてほしいなということと、両方あるんですけどね。その辺どうなんでしょうか。

委員長

ただ今のご質問の中で、国民保護条例の関係ですね、国民保護法に基づく協議会の設置、対策本部の設置の条例の関係の方と、指定管理者制度の関係の方とあると思うんですが、指定管理者制度につきましては、申し訳ありません。私の方も1点、今、松田委員の方から言われました、観光協会の会長が町長であるということでの、その辺の指定管理者としての整合とかということについては、私ちょっとよく認識が持てない、よく分からないというような状況もありましたので、ただいま、松田委員の方も、そのご心配も出ておりましたけれども、併

せまして、その2点の問題について理事者側の考え方、そして色々、手法の問題とか、ただいま質問が出てましたけれども、お答えいただけたらという風に思います。

総務部長

1点目の国民保護法の関係でございますが、おっしゃるとおり、先の委員会でも松田委員の方から色々のご意見をいただいております。そうした中で、防災会議の規定を読み替えてというような話でおっしゃっていただいて、結果的にはそういった、同じような内容になろうと思っておりますが、国、県からはそういった、色々示してきている中ではそのような方向で進んでほしいというようなことがございました関係上、やはりそういった方向で進ませていただいておりますので、結果的には協議会の委員さんの面々につきましては、おっしゃるとおりでございます。そうした中で、国もそのような考え方に立っております。組織的にも同じような、対処するという面では同じようなことを、色々な意見をいただくということの中で、メンバーも同じであるという事だと思っております。そういった事から、おっしゃる事については十分我々としても理解しておりますが、県の方からもそういった話で強く言ってきております関係上、こういった形の提案という形をさせていただいたということでございます。

指定管理者の関係につきましては、地方自治法第244条の関係について改正がございました中で、直営にするのか、指定管理者にするのかというような二者選択を平成18年8月末までにしていきなさいというようなことございました関係上、いかるがホールにつきましては財団法人に管理を委託していた経緯がございまして、直営でございませんでしたことから、その関係については引続き指定管理者を置くということの中で、引続き財団にお願いしていこうというような関係で進んでいくものでございます。指定していくについては、その組織の内容等を勘案する中で、まずは単独指定するのか、指定管理者制度を導入してでも単独指定するのか、公募によるものかというような二者選択がある中で、指定管理者制度をする中では、先ほど私も申し

上げました理由によりまして、管理をお願いしているところに指定していく方が適当であろうというようなことで、審査会でもそのような結論に達したこともございます。そうした関係で進ませていただいております。ただ、町長が受託される組織のトップであるというようなことについては、適当であるかということになりましたら、それについては些かの、色々なご意見もあろうかと思いますが、そういった事にもありまして、法的にどうであるかという事については、県の市町村課にも聞いておりますが、違法ではないが、意見は出てくることは当然であろうというような事は聞いております。そういったことで、私としての考えとしては、言葉足らずではございますが、そういったことではございますので、よろしくお願い申し上げます。

松田委員 国民保護協議会の関係は、この事によって、後の関係もそうなんですけど、とにかく形式的に、格好をつける意味では確かに抜け目ないと思うんですけど、中身はちょっと変わらないということで、反って、組織を多くしていくというだけに過ぎんやないかなという風に思うんですね。その事が経費節減といいながら、ここでも書かれているように、非常勤の関係の費用弁償の関係なり、報酬なりのところにですね、対象を協議会にするということで今度改正をしようとしているということで、額は僅かであってもですね、そういう格好にして、今後、減らそうやないか、検討しようやないかといったところは、反って項目が増えてくるという関係の矛盾もある訳ですよ。そういう面から見ていってどうなのかなというように、一つは思うんです。だから、国民保護協議会の関係なんかもですね、別に読み替えといて、読み替えたなら読み替えた関係によって、その事を適応していくということになれば、もっと合理的であるし、費用と報酬の関係のところですね、わざわざ項目を挙げて追加する必要もないんじゃないかなという感じがしたりしますしね、そういう意味でいくと、今町が施行していこうとする業務の簡素化という面と経費節減という面からいって見るとおかしいやないかという感じがせんでもないですよ。例えの問題にで

すね、指定管理者制度の関係なんですけどね、特にこの関係を指摘をセンターの理事会の時にもしたんですけど、その明くる日に野迫川がやっぱりあかん、こんなもんという事で、去年したやつを今年替えてしもてる訳ですよ。やっぱりなど、そういう風に思いながらしていたんですけど、今度、うちの場合もですね、任期4年と言っているですよ、この関係。4年というのは長過ぎるやないかと思うんですよ。そうするんなら、むしろこういう議会の意見などもあるということや咀嚼をするんなら、とりあえずやってみようという事になるんなら、一応、1年間やってみて、変わりもないし、どうこうないというんやったら、また考えるということにしてですね、任期について4年という関係をもう少し短縮するというような考え方というのはないのかなという風に思ったりするんですよ。その間に試行的にある意味では、というような格好にしてみても議会の理解を得るとか云々という努力があってもいいんと違うかなという感じもしたりするんですけどね、その辺についても全然考える余地ありませんか。

総務部長

今おっしゃっていただいた野迫川の関係につきましては、公募という中で民間業者がいいものをするという決意を持って、そこに入られたということを知りながら、途中でどこかへ行かれたということを知っております。そういった関係上、後、野迫川の方で尻拭いをしているというような状況があるということでの、ご心配もしていただいております。

4年の関係につきましては、我々4年といたしましたのは、議員さんの任期が4年と、4年間の間に1回なり指定についての関わりをいただきたいというような関係から4年にしております。

本来はもう少し長い5年だと思っておりますが、やはり5年でしたら、議員さんの任期の間に1回も指定管理者の関係について議決に加わっていただけないということで、4年としたことをごさいますけれども、今おっしゃっておりますように、それよりもさらに短かくというような事の中で、とりあえずやってみよう、それについては一定の と

いう話でございますが、それは期間を設けることは4年でなくとも、短くしておりますから、4年でなくともいいんですが、それはそれなりに、我々としてはとりあえず4年として考えさせていただいたのはそういった経緯で考えさせていただいたことでございますので、ただ、おっしゃっていただく4年でなかったらいかんというようなものではございません。

松田委員 質疑の関係はこのぐらいで私の方で終わっておいて、後、委員会として色々意見があればですね、聞かせておいてもらったら結構だという風に思います。

委員長 ただいま、松田委員の方から質疑、ご意見ございました件ですが、理事者側の方の答弁につきまして、一応、回答につきまして、一応、ここで終わっておくと。後は議運として議論をしていただいたらどうかというご提案を受けたわけなんですけど、国民保護法に基づきます、今回、協議会、対策本部設置条例ですね、この議論を議運でしていただけないだろうかというご意見。そしてまた、指定管理者制度につきまして、各常任委員会には該当する施設があるのではないかとということで、各常任委員会の見解に違いが出てきたときに困るというご意見。双方のご意見につきまして、議運として一定の見解を持っていただいたらどうかというご意見などがありましたけれども、これらにつきまして、委員の皆さんからご意見を賜りたいなという風に思いますので、ご自由にご発言をしていただけたらという風に思いますので、お願いいたします。

小野委員 誠に申し訳ないですが、この国民保護協議会設置条例、これについては今聞かせていただいて、素朴な疑問なんですけど、松田委員から総務委員会での話もちよっとご披露いただいて、総務部長が答弁したと。私は松田委員がおっしゃったことについてね、的確に認識してないんじゃないかなと、総務部長がね。私が言ったのは、防災会議と同じメ

ンバーというのはね、それやったら、この国民保護協議会を設置しなければいけない、多分、法律でそうなっているんだと思うんですよ。だから、出して来られてる。その中で、県や色々な指導で、この会議の、防災会議のメンバーと同じようなメンバーで進まれるのがよろしいという意見。そうしたらね、片方でこれは法で設置しなければいけない、それでこのメンバーでということになってくる。そしたら、このメンバーやったら、今、松田委員がちょっと触れられてたと思うんですが、このメンバー構成はそれににということで、一つのところで、加えるような工夫をしたら、それでクリアできるんじゃないかなと、そのように、私はおっしゃっているように思う。だけど、あくまでも総務部長は設置しなければいけないということと、そのメンバーはこうやというような指導があるから、その条例出すんだということで、ちょっと議論噛み合っていないと思うんですが、もし、今、私が話したことで、あるんだったら、何もこういう条例をね、もうちょっと工夫した形出すべきだと、それが財政健全化にしろ、色んな委員会が増えるということに対しての、斑鳩町独自の戦略というかね、凄いこと言うてる。独自の戦略を立ててと言うてはんねからね、既にもうそれが特色やろうしね、そういう事をする方が、私はこの内容分かりませんで。まだ見てないし、当然、総務のあれで見させてもうたら分かると思うねけど、この件についてはそういう意見、今、思いです。

それと、指定管理者制度の導入云々の話、前回の定例会に出されまして、条例改正を各々したと。その時に初めて、申し訳ない、勉強不足も甚だしいですが、指定管理者ということで、そして勉強せんないかなのかなと思ってたら、聞くところによると総務委員会にも、その制度そのものの内容も際に説明されているような感じがしたしね、そえて続けて3月議会に、現在の委託をしているところへ単独です。その時から盛んに私は、観光協会の体質については他の件もありましたから、盛んに提案していったし、その中でも色々、私も個人的に担当部長にね、どうしてる、こうしてるということは常日頃聞いているし、理事でもないそうです。役員会っていうから、それで理事か、役員か、

役員って何やのという事を言うてるんやけど、その遣り取りの中、これは非公式のところですから、遣り取りの中での話で、考え方としてどない考えてんのか、あきれてるんですね、はっきり言って。同じことです、確かに。同じことやったら何のために指定管理するの。あくまでもこれは、自治体の改善、ということは、ひいては財政健全化に繋がることで、官から民へ、指定管理者という形でやっていって、色々なサービスもやっていかなければいけないために、自治法改正があったと私は思うんですよ。趣旨はね。せやけど、予算のことについても、どう組んでいくの、これをどうしていくの。少しでも少なめにいかならん。それで事業を同じようにしてもらおう。出来ないやろと。出来ないということは同じことですねということは、同じこと。全然、自治法改正された趣旨が理解されておられない。野迫川の一件も、色々な話の中で聞いてるんやけど、公募によってね、企業がそれを受けたと、だけど、それはもうその費用というのはペイ出来ないということでね、退散するんですよ。今までの委託をしてた段階、iセンターについては観光協会。そこが、実績があるからやっていけるから単独指定していきますというのね、もっともらしいんですけど、それは経費面でいったら同じものをいただけるんだという、それで契約できるんだという甘え、同じ金額渡すということもできるということで、指定管理者のね、請け負うということをされてるのか、またその中のトップが町長です。だから、そこらでの、馴れ合いというか、それがあつたら何のための指定するんか、また受ける側も何のために受けるんかと、物凄くこれは問題があると思うんですよ。それでこれも、時間がないからどちらか決めやなあかん、際なつてから言うて。だから、こういうやり方はね、私はもう、絶対だめやということは、この議会でも発言するつもりなんですけど、だけど、こういうやり方というのは、今までから何回かあつて、まだ続くのかという、憤りだけです。それに対してもっと、しっかりと議会はね、こんなもん、本質を見抜いてね、先ほどの私が言うてるあれも一緒ですよ。議会はね、議決機関やいうものの、みんな後押しする機関のように思われてると私は思う。

だから、議員皆さんが、これは議員一人がなんぼ騒いでもこれはしょうがないことです。多数決の問題ですから。本質を捕まえてしっかりとスクラム組んでいかんないかん。その意味で、今、松田委員が議会運営委員会でどうやということだね、議案の出し方についても、もちろん議会運営委員会である程度議論するところなんですけど、あまり議会がこれを出さな、こういう具合に出せとかいうのは、障るのもいかんけどね、やはりある程度のその話を出来る場所やという事で、もうちょっと健全に考えてもらいたいと、出したら議決をしてもらえという、議決というか、ちょっと言葉悪いですけど、しょうがないという形で議決をいただけるというように思われているんじゃないかなと、私は思います。だから、それが、これが正しいんやということでされているのは、それは一つの考え方ですけども、ここは住民の視点に立ってね、しっかりと、こういうもんは出される時は何やと、その中身はどうやということをもっと議論していかんなんし、時間がないということをお願いしますとかいう話は、これは時間ないのもっとはよ出してこいということで、そういう態度できちっと議会全体がスクラム組むべきやと提案しときます。

委員長

松田委員がおっしゃられた件につきましてなんですが、各委員会の見解に違いが出てきたら問題が生じるというご心配、指定管理者制度の各施設なんかがね、あるということもあるんですが、各常任委員会での動向であるとか、いうのも、どんな状況になってるかというのも、大変申し訳ありません、私も傍聴に事前の時も行かしていただいてなかったもので、ちょっと分からないんですが、松田委員。

松田委員

国民保護規則の関係は、この条例の趣旨のところ見てもらったら分かると思うんですが、いわゆる今の中国脅威論が出とるんといっしょで、いわゆるテロの脅威、戦争の脅威といえますか、そういう関係について、とにかくその時に国民をどう守るかということを中心にして。とにかく、いわゆる戦争というのかな、分かり易くいったら戦

争ですわな、あるいはテロ、そういう関係について対応するんやという風に言うてるんですけど、そうすると、斑鳩そんな事言うたらいかんのか分かりませんが、軍事基地を持っている訳じゃないし、原爆基地を持っている訳じゃないし、そのどこ攻撃されたらここに避難せんなんとか、という関係を言ってるんでね、ここまで来たかなという感じがして、特に戦争なりを連想したような格好でね、ものを規定をしていこうとする組織であるだけにね、今、必要なかなという感じがしてるという事から見ていって、中身を見てみますと、会議を作るだけなんです、対応というのはほとんど出来ないだろうという風に思うんですけど、防災会議とちょっとも変わらんという風に思うし、法律で決まってるんやからということ、確かにいうとそれはもう決まってることは事実ですし、構成も決まってるんです。だから、それが同じような関係であるから、果たして今必要なかどうか、慌てて作らんもんかどうか、格好だけ付けんのちゃうかという感じが優先されますんで、一体どうなんかということ言うてるんです。この対策本部の関係、みな一緒なんです。しかもそれが、委員の補償という関係で報酬の関係のところ盛られてくる。いう関係などについて、一体いかなものかという感じがしてるからですね、今やはりそこまで備えをしとかないかんのかなと、備えあれば憂い無しということで必要があるんかなという認識を立つかどうかという事がひとつなんですよ。

何の関係はですね、指定者制度の関係はですね、条例決まってるんで、設置するということになってるんですから、それで今頃何いうてんねやと言われるかも分からんという気はするんです。従って、暫定処置ということは決められていると、暫定処置をして、その講じるということですから、それまでの間に整理の関係作らないかんということになって、これを作られているということになってきてるんですね、指定すると。それは分からんでもないし、その事については我々にも責任があるんかもわからんという風に思う。そういう中で言えることは、任期4年というのはちょっと長過ぎるのちゃうさかい、1年ぐら

いにしてですね、その間にもう一度十分に検討するという事になるのかどうかということによって、せめて議会、議決していると、いいなりに従っているということの批判もあるんか分かりませんが、よしんばそうあったとしても、もう一度検討しなすと、その期間中にということで、条例は条例として廃案にしてしまう状況までになってませんし、それに基づいて出てくるんですから、町側の対応というのは悪いということではないんですけど、4年というのは一体どうなんかなと、もう少し、1年ないし、試行的に見て、その間に考えたらええのと違うかと。しかも、我々としては後1年の任期ですし、その時に改正、3月にでもしてくれれば、新しい人に責任持って行くんです。いう風なことも思ったりするんでね、ある意味では議員が議決してあるという前提にたつて、せめてそれなら、チェックする期間というのは短くした方がいいのと違うかなという感じで、先ほど言うように、4年と決めてるけど1年というようにならないかという風に聞いているのは、そこのあるという趣旨だけちょっと分かってもらいたいと思うんです。以上です。

委員長

ただ今さらに、松田委員の方からご心配いただいている点についてのご説明がありました。議会運営委員会での委員皆さんのご意見を、先ほど小野委員の方からは出していただきましたけれども、そのほかの委員さんのご意見お聞きしておきたいなという風に思いますが、いかがでしょうか。

三木委員

保護法の件につきましては松田委員に今、聞かされてきてなるほどなど、また対策本部の方との人員も一緒であるなら、それを活用したやり方があるのではないのかなというご意見で、財政健全化ということも含めるとですね、そういう団体なり、委員会なり、こういうものを出来るだけ絞り込んでいくのもひとつじゃないかなという風に思います。そういう意味ではこの件に関しては、先ほども独自の戦略を立てていくという町のご意思もあるようですので、考えていかなきゃな

らない時代だろうなという風に考えます。

それと、管理者制度の問題ですが、これは実は他町でも問題になっているようでございます。やはり、本来の管理者制度とはちょっとずれているんじゃないのかなという気がするんですけども、やはり、先ほど小野委員の方からお話もあった官から民へということで行くならば、やはり、箱もの、人間は一緒だけど、看板だけ取替えているという形ですね、内容一切変わってないんだと、人間も一緒、給料体系も多分一緒で、やる方にとっては看板だけ替えているんですから、内容変わらなければ、それだけやり易いなというのかもしれないんですけども、我々から見たら、ちょっと違うんじゃないのかな。やはり、きちっとした形で、従来ならば全部人間も変わって、組織も変わっていくべきじゃないのかなという捉え方が本筋じゃないかと思ってたんですけども、今回の3つの場合でも全部、かかるがホール、駐車場の係りの方、観光案内の方々、そういったもの全部一緒でやっていくという、これについては、ちょっと私もどうかなと、財政健全化の一環としても、ちょっとおかしいんじゃないかなという風には思います。

委員長 ただいま三木委員の方からもご意見をいただきました。その他の委員皆さん、ご意見何かございましたら、出していただけたらと思いたしますが。

坂口委員 僕の場合は総務委員ですので、一応事前で、聞かせていただいていたんで、あれですが、松田委員のおっしゃることも、防災会議のメンバーがそのままなるのであればその防災の方で1項加えるだけでいけるんじゃないかという思いもありますし、それでも国の方から、こういうあれを設置しなさいというあれが来ているのであれば、同じあれでも作っておかれる方がいいんじゃないかという思いで、僕の方としてはまだ決め兼ねております。戦争どうのこうのよりも、我が方にしてみれば、テロ行為の方を想定したことがあれやと思うんですけど、いつ起こるか分からないということもありますし、ないとも言い切れませ

んし、早い設置は必要ではないかなという風には考えてはおります。

委員長 指定管理者制度の方はよろしいですか。

坂口委員 そちらの方は結構です。

委員長 以上、各委員の方からご意見は出されてますが、飯高委員。

飯高委員 国民保護協議会ということで、保護ということに対しての認識が固まってないんですが、松田委員さんが言われるように防災ということで、比較した場合に内容がちょっと違ってくるのかなということが思うんです。そういう事から、国はこういう形を出して来られて、だけでも、一緒だとすると、当然それは いう事にはなるんですけども、その辺は僕らの個々の内容が認識不足で申し訳ないですが、これ以上ちょっと言えないですが、僕の認識としては今の段階で違いがあると、そういう事によるものであるということだけ申し上げたい。

それと、指定管理者制度については、直営か民営かということで、今のままであれば、いいんであれば当然続行し、やっていくというのが判断にはなるんですけど、しかし、今般の状況においてはやはり民営化をすることによって効率的に運営されていくというメリットもあるという考えの中においては、やはり進めていくべきではないかと思えます。ただ、その、各々ものについて、全部そうであるかということ、そうでない場合があるかも知れないと思う。その辺を、やはり議会がちゃんと見通していかなければならないと思えますし、またその辺が違ってくると、また改正というか、途中でどうなるか分からないんですが、そういった形になったら申し訳ないというのがあるんですが、当然、先ほど松田委員のご意見はそうだと思いますが、所管の委員会でも色々話は出てます。先ほど冒頭に言われました、町長の会長云々ということでも話がありました。中の議論はそう、深まっではないんですが、私としては今申し上げましたように、町のことを考えて

法律における民営化という方向の法というのが、今、考えられている段階です。以上です。

委員長

ただ今各委員の方から、それぞれ今お考えになっている状況をお聞きいたしました。私自身も、防災会議のメンバーに準ずるということであれば、ひとつ疑問に感じたんですが、例えば、地域防災会議を開いた。たまたまメンバーが一緒だったので、併せて国民保護協議会を同じ日に開催したということになった場合ですね、効率化からいったら、何日も日にちを取るよりも同じ日に当てて、会議を2つ続けて行なったというときに、費用、これから上程されようとしている費用でね、会議についての委員さんの日当があるんですが、その日当を支払うとなったときの考え方はどういう風に考えたらいいいのかという1点と、もうひとつは、先にも申し上げましたように、観光協会の会長が町長だと。そしてその町長、指定管理者制度の本来の趣旨からいって、町長というのがどうなのか、しかも市町村課の方では違法ではないけれども、問題も色々出てくるだろうと言われている点についての整理の仕方を町はどうしていくつもりなのか、そここのところ、やはり町としての考え方、私としては明確にしていだけたらなという思いは、実は私自身もあつた訳なんですけど、今、委員皆さんからも、ちょっとご意見いただいた、様々な状況がございますので、少し休憩の方をしたいと思います。午前11時まで休憩をさせていただきます。

(午前10時40分 休憩)

(午前11時01分 再開)

委員長

再開させていただきます。

ただいま、休憩中ですが取り纏めも一定させていただいた訳なんですけど、特に前段の方の国民保護協議会、並びに緊急対処事態本部、これらの設置条例につきまして、再度、どうしてもこの3月議会にこの条例を我々議会の方で議決しなければならないことについて、まだ疑

問が残るといふご意見などがございますので、再度総務部長の方に、この設置条例についての法的な問題も含めまして説明を受けたいといふ風に思います。

総務部長 先ほどから防災会議とメンバーは一緒というような中で、それと併せてという話も出ていますが、防災会議の中を見てみますと、災害対策基本法に基づいて防災会議を設置するというような形になっておりまして、条例の中で所掌事務がうたわれております。この違いといいますと、この協議会の関係につきましても、所掌事務については既に法律の中で決められております。そうした中で、この条例につきましても協議会の定数を何人にするのかとか、会長の関係についてはどうするか、会議をどう進めていくのかというような関係、即ち、これについては法第40条第8項に書かれておりますが、組織及び運営に関しこの条例を定めなさいというようなことでありまして、防災会議と整合性を図れるとしたならば、例えば協議会の委員の定数は16人以内とするということにするのか、もしくは協議会の委員は防災会議のメンバーをもって充てるというぐらいで整理するというようなものでございまして、費用関係につきましても、それぞれ条例に基づいて設置する協議会でございますので、それぞれそういった目的で開催の召集をしていかなければならないということもあり、また、費用弁償の関係につきましても、それぞれ日額で実際に会議等に來ていただいた日を一日幾らというような決め方をさせていただいておりますので、同じメンバーであったとしても、違うメンバーであっても、実際に審議した日、その日一日幾らと払いますので、そう差異はないだろうと考えておりますけれども、委員長がおっしゃっておった、同じ日にたまたま会議が一緒になった場合については、どうするのかというような、そういうものはありますが、それについては運用の中でどうするかということを決めていかなきゃならんと思いますが、規約上はそれぞれで払うということは出来ますが、運用面でどうするかということを決めていくということになろうと思います。

それと、この関係につきましては、県の指導もありまして、県下で、全てと言っていいほどの市町村で3月議会に上程していくという事になっておりまして、そうしたことで、我々も聞いております。ただ、宇陀市だけが3月ではないという話がありますが、それ以外は全て。宇陀市については特段の理由があったらしいですが、合併された関係でのものがあるのかなとは、我々は想定するだけでございますが、確かなものでございませぬが、それ以外については全て3月議会に上程されていくというように聞いております。

委員長

ただいま、総務部長の方から説明を、再度詳細にさせていただきました。この問題についてですが、議会運営委員会の委員の皆さんにも中身についてさらに踏み込んで、ご認識を持っていただけたという風に考えているところですが、これにつきましては総務常任委員会に付託を予定をされているということで、事前の委員会にも説明されているところですが、先ほどその総務委員の松田委員の方から、議運としても一定議論をしていただきたいというお話ではございましたが、これにつきまして、委員皆さん、いかがでしょうか。今の総務部長の説明に基づいて、この問題についてどのように処理をすべきであるという風にお考えいただくのか、ご意見をいただけたらというふうに思いますが。

三木委員

もう一度確認しますけど、防災会議と条例の内容については、人間については一緒だけど、内容については全然違うものであると、だから、これを同じ枠でくくるものでないと、あくまでも協議会の方で方法については検討していくんだということで、これは完全にもう、分けて考えるものであるという風に理解していいのか、それともう一つ。県下ではね、宇陀以外除いて、ほとんどのところは3月議会で上程していくということなんだけども、他の市町村において、こういった問題がでなかったのかどうか、みんな納得していったのかどうか、その辺はどうですか。

総務部長 協議をしていただく内容については、根本の法律が違いますので、内容が違います。防災会議については自然災害、そういった分について起こった場合について、どうしていくのかということでございますので、国民保護協議会というのは、いわゆる国民保護法に基づいて、その法律を受けて、上位計画を受けて、それをどう進めて行くかというようなことを、斑鳩町においてそういった協議会を設置し、上位計画、国、県の計画との整合性を図りながら計画を策定していくと。策定するについて、協議会の中でそういう意見を求めていくというようなものでございます。それが主なものでございます。そういった違いがでございます。

県下の関係につきましては、上程されていくというような聞いておりますが、そういった中で特段、議会の方からどうこうという話は我々の耳には入ってきておりません。上程されていくというようなことの情報、我々としては分かっておると。それにつきましては、県の方からもそれぞれ市町村にそういう話を会議の中でおっしゃってあった中で、以後、県の方に聞いておりましたも、各市町村の方でそういった上程するけども、議会の方からどうこうという話は、特段聞いていないというようなことであります。

三木委員 そうすると、今の内容について、他町の議会もそういう事については問題出てないと。この条例が3月議会に挙がってくるということは、保護法と防災会議、完全に違うんだよと。自然災害を含めた地域の災害と国と、対国対国の問題であるということで、完全に違うものであるということは理解しているから、この条例はスムーズに挙がってくるという風に理解していいのかな。

総務部長 そこまで突っ込んだことでの理由はそうであるのかというようなことは、我々としては承知しておりませんが、この中では国の法律を制定するときには、国の方でも色々ご意見があった中で進んできたもの

でございますので、そうした流れの中でも、地域におきましてもそういった考えもあるようなことも無いとは言えません。そうした中で、相対的に見まして、町ではそういった方向で定めていけるだろうというような感触の中で、県がおっしゃっていただいているというようなものでございます。

松田委員 元々この条例の出所、根拠にしているのが武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいていることは間違い無いと思うんですよ。この問題について、国民の保護というものの、議論をしていくとこれについては総論賛成で、各論になってくると反対と、これは読み直していくと、審議をしている際に色々言われている状態はですね、強制的に国の権限に基づいて民間の所有物を取り上げる、あるいは使用するという権限を全部国が持つということが主になっているはずなんですよ。そういう議論が非常に多くなってくる。だからそういう事で、基地の関係について、日米との関係で色々協議していますけど、皆、反対している。総論は賛成なんですけど、各論は反対なんです。結局、それを受けるところは皆反対しているという関係が出てくる状態のものでありますけども、先ほど言いますように、備えあれば憂いなしと言うことで、武力攻撃というのが、一つ懸念されるというならば、それらに対応する措置という事を講じることについてはやぶさかではない。しかし、私は今単独でこの条例を制定する必要性が、斑鳩町で緊迫化した状態があるんかどうかということ、そうではないと。いたずらにそういう事を煽りたてるような行為という事は、あまり好ましい姿ではない。むしろ、現在、非常の事態であってもですね、地域防災会議などが作られてるんですから、もしもこういう体が不幸にして発生するとするならば、地域防災会議を直ちに移行して、そしてこの性格を帯びたものにするという関係に手直しをすることは可能だと思う。そういうことで備えておく方が、よりいいんじゃないかということ言ってるんで、全面的にこういう事が反対だ、どうだというのではなくて、むしろ、そういう事を強く前面に浮き出す

よりも、地域防災会議が移行できるという、非常の事態に対応できるという組織づくりは可能であるという立場から申し上げていると。従ってこれは単独で、必ずしも必要な状態じゃない。今、単独で急いで作っとならんと性格のものではないという風に思っているという事を強く言いたい訳なんです。むしろ防災会議を運用したらいいというところに力点があるということなんです。

総務部長 おっしゃることは、当然、そういうことだろうと思いますが、ただ一つ、あらかじめ計画を策定しておくということも一つの協議会でのしておく中で、町が策定したことについて、協議会に諮って決めていくということになってますんで、計画についてはあらかじめ作っておかなければならないということもありますので、その協議会は必要というものでございまして、ただ、事が起きたときには、当然、防災会議のメンバーと同じでございまして、その中で、色々な対応を講じていただくという風なことは、そういったことでは補っていただけますが、ただ、計画をあらかじめ作っておくことについては、協議会の議を経ていくというようなことになっておりますので、その関係上、必要だということでございます。

松田委員 矛盾だと思うんですよ。結局、会議を持つ、そのことについて、計画をあらかじめ、こういう関係で、こうなった時はどう対応したのかという関係はですね、武力攻撃でなくても非常災害の場合ですね、常にもう考えておいた方がいいのであって、何もこの会議を持たなければ、その事について作ることができないということではひとつもない訳なんですよね。だから、その事については別個で独立したものを作っておかないと協議できないんやというような決め過ぎると。あまりにも硬直した姿勢過ぎるんと違うかなというように思う。都合のいい時にはそういうんですけど、都合の悪い時には何も決まってないとかということで、打つというのが行政の今までの状況でありますから、しかも斑鳩町の場合、例えば、それを作っておいたとしても、本当にそれ

を活用することができない、あるいはしない、あるいは活用しなくてもいいという事は望ましいんですよ。望ましいことには違いないけど、望ましいということと、しないということと、するということと、計画しておくということとは違うと思うんです。そういう面について、ごちゃごちゃにものを言い過ぎているような感じが、僕はして仕方がない。だから、地域防災会議の関係にそういう事も含めて、色々議論をしておくことについては、何も悪いことではないんじゃないかなというように思います。地域防災会議の関係でも不十分な面は色々あると思う。不十分な面があるからこそ、昨日おとついでも、法隆寺で仏像の盗難事故の関係の防災訓練している。ああいう関係についても、今までは火事のことばかりやってたけども、事が起これば今度は盗難の関係について防災訓練、皆それぞれに知恵を、その時その時に合わせて充実していくという関係をやっているということと、何ら変わりはないと。だから、行政として当然行なわなければならないことを言うだけにすぎんじゃないかと。今の関係というのは、会議を持ってあらかじめ想定されることについては、色々検討して、これは防災会議でも同じことなんです。そうでないとするなら、斑鳩町で、一体何を想定するんやと、この場合。どんなことを計画しておくんやと。どんなことを準備するのかということになると、具体的に明示できないと思う、何ら防災会議と変わらない関係しか言えないと思う。だから、そういう事ですね、あくまでも私はこの会議を単独で制定しなければならんという、必然性というものが無いと。強いて言うなら、法律で決まったからという関係だけで、上意下達方式で従うと。善良な地方行政委員会であるということについては、否定できないと思いますけど。そうであってはならんと思う。というのが、僕の基本的な立場であるし、議会としてはそういう事においてこそ、チェック能力を発揮することが必要と違うかなと、求められているん違うかなという風に思っているんです。

総務部長 | 法律の中の第39条の中で、市町村協議会の設置及び所掌事務とい

うものが規定されております。第3項の中で、市町村長は国民の保護に関する計画を作成し、または変更するときは、あらかじめ市町村協議会、これは今言っております協議会でございますが、に諮問しなければならないという事が明記されておって、これに基づいてこの協議会は作るものでございますので、追加させていただきます。

(「否定していないんですよ」との声)

委員長 ただいま、部長の方からもさらに説明があり、また松田委員の方からも色々ご意見をいただきましたけれども、これにつきましてはいかがでしょうか。総務常任委員会に付託を予定されて、事前の委員会でも説明をされてますが、またさらに開会中の総務常任委員会の方で、議論を深めていただくということで、議会運営委員会としては総務委員会で十分に議論をしていただく、そして十分に説明を理事者側にさせていただくことをお願いし、十分、検討していただけるように、お願いをしておくということで、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、この点につきましては、まだまだ色々それぞれの思いもあるかと思いますが、開会中の総務常任委員会での議論の過程を見守っていきたいという風に考えます。

2点目なんですが、指定管理者制度の問題でございますが、やはり委員の皆さんからは、この指定管理者制度への移行について、移行した状況がどうなのかという問題、そしてまた指定管理者となった方の組織の問題、こういった点については本当にそれで任期を4年という風において、十分こちら側も意見を言ったり、チェックをしたりという事が、できるんだろうかという風な疑問もございます。そしてまた、色々な質問の中での町の対応についても、議員としては皆さん、色々不安をお持ちであると、町は本当にちゃんとやるんかというような、

そういう心配があるということも含めまして、先ほど私も問題提起をさせていただいた件なども含めまして、今後の指定管理者制度に移行していったときの斑鳩町での対応が十分取れているのかどうか、ということを中心に検討を議会としてしていきたいという事から、やはり任期の4年というのは長すぎるというのが、委員の大方の意見です。ですから、当初、またその運営が落ち着いてきましたときには、またその中で4年とか、5年とかというような事があるのなら、それはそれで検討をして、先ほど部長が言われた、1回の選挙で出てこられた任期4年の間に1度は見ていただくというような考え方で、将来、そういう4年とかという設定はいいのではないかなという風にも思いますが、それはその時に考えたらいいんですが、とりあえずは制度が移行した当初ということもありますので、任期というのは1年で切って、検討を加えていくという事で委員の多くの方からそういう意見をいただいておりますので、議会運営委員会といたしましても、これは色々な施設、そして常任委員会がまたがって、各常任委員会それぞれに色々ある問題ですので、議会運営委員会としては各常任委員会からも出てきていただいております関係、今後町の方にそういう風に、議会運営委員会としてお願いをしておきたいと、今回の指定管理者制度については、そういう風をお願いをしたいという風に、委員の方で取り纏めをした結果が、そういう風になりましたので、そののところ、部長の方から持ち帰っていただいて理事者側でまた検討を加えていただきたいということで、お願いをしたいと思います。

総務部長

地方自治法上では、やはり年数については規定しておりませんが、当町の指定するについての一つの方針を策定しております。その中で、標準的に4年ということしております。その4年については先ほど説明したとおりでございます。なぜ、4年にしたかということですが、そういった中で、これは言っているのかどうか、こんな事を言ったら怒られるかも分かりませんが、もう、言わない方がいいかな。これはこちらの理由でございますので、おいておきます。

委員長 部長の方からも、町としては4年と。だから、その4年については、理解をできる部分も将来的にはあるだろうという風には思うんですが、やはり制度移行当初ということでは、やはり議会としてはより慎重な対応を是非ともお願いしたいという事でね、委員の方からそういうご意見がたくさん、議会運営委員会の委員の方からご意見が出てるということの中で、議会運営委員会としては理事者側に対して、4年とする。しかし、当面、制度開始当初は1年なり、ただし書きなり何なり出来ることであれば、そういう形でもいいですし、その辺を何とか検討をして我々議会運営委員会の総意を汲んでいただきたいというお願いを理事者側にさせていただいておきたいという風に思いますので、部長が単独で判断するのも大変難しいだろうと思いますので、議運としては一応、委員皆さんの要望であるという風に取り纏めをさせていただいておきたいということで、お願いをしておきます。

委員長 今、色々提出予定議案のことをございしましたが、他に、質疑ご意見等はございせんか。

(な し)

委員長 他にないようでありますので、付議予定議案についてはあらかじめ説明を受けたということで、了承しておきたいと思います。ただし、色々議論があった件につきましては、要望の方もさせていただいたということで。

次に、付議予定議案の審議の方法についてですが、議事日程及び委員会付託表を参考にさせていただきたいと思います。

議事日程に沿って確認していきたいと思います。

はじめに、日程6. 報告第1号、定期監査結果報告についてですが、辰巳代表監査委員には定期監査結果報告の後、退席をお願いしたいということでお聞きしておりますのでよろしくお願い致します。

次に、日程 7. からの各議案等の上程の前に町長から施政方針が述べられます。この施政方針に続けて提出議案説明までいきますと、かなり長時間になるということになりますので、町長の方も状況をこちらの方で配慮させていただき、施政方針演説が終わった段階で、若干休憩を取らせていただいて、その後、提出議案説明を求めるということで進めてもらってはどうかと思いますが、そのことでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長にはよろしくお願い致します。

次に、日程 7. 議案第 1 号、斑鳩町国民保護協議会条例についてから日程 2 7. 議案第 2 1 号、平成 1 7 年度斑鳩町水道事業会計補正予算 (第 4 号) についてまで、日程 3 5、議案第 2 9 号、斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の廃止について、日程 3 8、議案第 3 2 号、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてから日程 4 0、議案第 3 4 号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてまで、日程 4 3. 認定第 1 号、町道の認定及び路線変更についての議案はそれぞれ総括質疑を受けた後、所管の常任常任委員会に付託ということによろしいか。付託先についても確認いただきたいと思えます。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めさせていただきます。委員会付託表のとおり、委員会へ付託をしていただくようにいたします。

次に、日程 1 0、議案第 4 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてですが、先般開催されました全員協議会で確認をいただいておりますように、議会議員の報酬減額の改正案についても議案の中を含め

て理事者側で提出していただくこととなっておりますので、条例要旨等の内容整理について、このあとに審議をお願いすることとしています。２．町議会の財政健全化と議員定数についてのところで、ご審議をお願い致したいと思っておりますので、委員皆様にはよろしくお願いいたします。

次に、日程２８．議案第２２号、平成１８年度斑鳩町一般会計予算についてから日程３４．議案第２８号、平成１８年度斑鳩町水道事業会計予算については、総括質疑の後、予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託されることとなりますが、各常任委員会であらかじめ特別委員会に入らせていただく議員を決めていただいているようでありますので、確認させていただきます。総務常任委員会から嶋田議員、松田議員、厚生常任委員会から三木議員、私、里川、建設水道常任委員会から飯高議員、小野議員ということでお聞きしておりますが、それでよろしいか。

(了 承)

委員長

予算審査特別委員会に入らせていただく議員の方を確認させていただきましたので、議長には議事次第についてよろしくようお願いいたします。

次に、日程３６．議案第３０号、西和衛生試験センター組合規約の変更について、日程３７．議案第３１号、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についての２議案ですが、先ほど説明がありましたように、一部事務組合の規約変更については、県知事の許可申請に２週間程度の日数を要することから、委員会付託を省略し、初日の本会議で議決について諮っていただきたいとして、閉会中の担当常任委員会において説明され、了承されています。

このことから、議案第３０号、３１号については委員会付託を省略し、初日の本会議で議決について諮っていただくということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。この件につきましては、先ほどから議会運営委員の方から色々ご意見がございましたことにつきましては、総務部長におかれましては、特段、その意見につきまして、この組合議会の方へ反映させていただけるよう、お願いしておきたいと思えます。また、質問もさせていただくということですので、ご準備の方もしていただきたいと思います。

続きまして、日程36、日程37については、初日の本会議で委員会付託を省略し、議決について諮っていただくことというので、確認をいたしておきます。

次に、日程41、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)、日程42、諮問第2号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)については、人事案件の取扱い例により、委員会付託を省略し初日の本会議で一括議題として提案説明を受け、一括して推薦について諮ってもらうということをお願いしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。諮問第1号、諮問第2号については、そのように進めてもらうということで、確認をいたしておきます。

次に、日程44、同意第1号、助役の選任について同意を求めることについても、初日の本会議で同意について諮ってもらうということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。同意第1号についてもそのように進めてもらうということで確認をいたしておきます。

次に、日程４５．報告第２号、平成１８年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程４６．報告第３号、平成１８年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についても、初日の本会議で、委員会付託を省略し、報告を受けるということで確認を致しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。報告第２号、報告第３号についてはそのように進めてもらうということで確認を致しておきます。

付議予定議案については、以上ですがここまでのところで、質疑等はありませんか。

(質疑なし)

委員長 理事者のほうで、他に報告しておくことはありませんか。

(な し)

委員長 他にないようでありますので、１．協議事項については以上で終わります。総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことと致します。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

(午前 11 時 37 分 休憩)

(午前 11 時 38 分 再開)

委員長 再開いたします。

次に２．継続審査の(１)町議会の財政健全化と議員定数についてを議題と致します。

はじめに、議会議員の報酬減額の条例改正案についてですが、先ほ

ど総務部長の方から説明がありましたように、町長提出予定議案の中に含めて提案してもらうことと致しておりますので、提案要旨の内容等を含めて、ご意見をお聞かせいただきたいと思っております。とりあえず皆様方の方にも雛型を提出させていただいておりますが、事務局の方で説明をしていただく事といたします。

事務局長 それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）という事でお示しをさせていただいておりますけれども、これは、議会が独自で発議していただく場合を想定したものでございますので、この中に付則に次の1項を加える、からについてが、先ほど色々ご議論をいただいております、国民保護協議会条例の、非常勤の特別職の条例改正の中で、この中段から以降の分について、入れさせていただくという事で、まず、付則の前に報酬月額を支給の特例という事で、5を規定させていただいております、平成18年4月1日から当分の間、議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、第1条の規定にかかわらず、別表の額から、これはそれぞれ報酬月額が記載されておりますが、その額から、議長においてはその額から2万6,000円を減じた額とし、副議長においてはその額から2万2,000円減じた額とし、議員においてはその額から2万円を減じた額とする。付則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。という事で、条例改正案という事で提案をさせていただいております。要旨については、委員長の方からもご説明ございましたように、町の条例の改正分と合わせまして、議会の財政健全化の中で、色々ご検討いただいた中で、報酬減額の分をあわせました提案になります。読ませていただきます。

(要旨朗読)

事務局長 これで、あと、後ろの方に期末手当も全員協議会の方でご確認をしていただきました。報酬の分と合わせて期末手当についても、7%減

額という事で計算をさせていただいております。額につきましては、またご確認をしていただきたいと思いますけども、6.91%から6.73%という事で、これについては、7%で計算させていただいたもので、今の現行条例で当分の間、報酬を減額された後に、この7%かけるという事でございますので、この分について特に付則の方には設けませんので、減額された額から7%減額となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございますので、提案要旨等について、ご審議の方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

委員長 ただ今、説明をしていただきました。付則に報酬月額の特例を入れ、そして要旨の中にはこういう形で、議会として提案説明をしていただく、という事で、これについて、何かご意見ございますか。この形での提案でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ただ今説明をさせていただきましたように、皆さんに提出させていただいている、この資料とおりに、提案をしていただくという事で、確認をさせていただきます。

次に、議員定数条例の改正についてであります。議員定数条例の改正についてであります。議員発議でということを確認を致しておりますが、提出時期及び条例改正要旨等について、ご意見をお聞きしたいという風に思ひます。これにつきましても、提案するのは追加日程という事で、最終日に取扱いをさせていただくのがいいのかなという風に考えたりもするんですけども、要旨についても、だいたい事務局と相談をして作らせていただきました。提出の時期と要旨の中身についてですね、委員の皆さんから意見をちょうだいして、進め方についてきちっと整理をしておきたいと思ひますので、是非ご意見の方、お出しただければと思ひます。

三木委員　これ、議員提案ですね。提案者はどうなるんですか。

委員長　それも含めてご意見をいただいたら。

三木委員　初日までに。今出すの。

委員長　意見をいただいたら、という風に思ってます、それも含めて。議員発議するにあたっての色々な意見があれば、全部出してください。

小野委員　この前の全協、議運から全協受けての発議なんですので、これは、提案者はあくまでも議会運営委員長にやっていただきたい、そのように思います。それと、私としては、委員長と事務局、議長も加わっての話だと思いますので、この要旨で私は結構だと思います。もうちょっと加えてほしい事もありますが、これぐらいの方がすっきりしているのかなと思ってますので、この要旨で結構だと思います。当然、発議、最終日の発議で、そういう具合にされるのが妥当ではないのかなと思います。今日の当然、議会運営委員会、本日の分を初日の全協で議員皆さんに説明される中で、こういう経過になったという事を再度確認していただいとけば、なお結構だと思いますので、よろしく願いします。

委員長　ただ今、小野委員の方から、この取扱いにつきましては、議員発議の中では取りまとめをした議会運営委員会の委員長が発議者となり、最終日に追加日程として提案をする、そしてこの要旨については、色々思いもあるけれども、だいたいこれで結構だというご意見いただいたんですが、その他に何か、これはこうしてほしい、とかいうご意見ございましたら、お聞きしたいと思いますが。

(な し)

委員長　　そしたらもう、この形で、今、小野委員が言っていただきました意見で、その方向で進めさせていただくという事で、異議がないという事でよろしいですか。

（「もう一点だけちょっと。」との声）

委員長　　小野委員。

小野委員　　提案者は委員長ですが、提出者というんですか、それは委員長どない考えておられるんですか。

（「やっぱり、議会運営委員会のメンバーで提出者となるという形。」との声）

小野委員　　それについて、皆さんに確認してもらっておいてほしいと思います。

委員長　　申し訳ございません。確認させていただきたいと思います。当初から議会運営委員会に取りまとめをしてきた問題でもございますので、提案者につきましては、議会運営委員会のメンバーの皆さん方に提案者となつていただくという事でよろしいですか。

（　了　承　）

委員長　　そしたら、提案者については、議会運営委員会が提案者となるという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、この件につきましては、終らせていただきたいと思います。

もう、時間があまりないんですが、前回に引き続きまして、色々健全化に向けての取りまとめの方、もう少ししたいと思っておりましたんですが、ただ、本日のレジメの方見ていただきましたら、3. その

他、に書かせていただいておりますような問題がございます。任期が3月、4月で満了になってくる附属機関などがございますので、これまで私たちが財政健全化と議員定数を考える中でも、この附属機関の事も問題に出ておったと思います。その事も含めまして、今、この任期満了になるとされてます4つの委員選出について、という事が理事者側の方からもあがってきておりますので、これも合わせまして、附属機関をどのように考えてするのか、そして今議会では、この委員選出についてどうさせていただいたらいいのか、これについても、皆さんのご意見を少し、それぞれお聞きした上で、全員協議会の方へご報告したいという風に思いますので、その点についてご意見をお聞かせいただきますでしょうか。

三木委員 皆さんの意見という事は、各委員、みんな任期をこれで決めますよと、新たに設けなきゃいけないので、どうするかという事なんですか。今までどうなんですか、全協で皆さん、こういうの任期決めますからどなたかいけるやつ誰かいますか、と言ったら、はい、と言ってやるんと違いますか。

委員長 申し訳ないです。説明がちょっと言葉足らずだったかも分かりませんが、町の附属機関に議員が委員となる事についても、色々なご意見が出てたという事も含めまして、今後の、我々がどうあるべきなんかという事もいろんな意見がございましたので、その事も含めまして、この議会運営委員会で任期が満了になってくる次の選出について、方向をきちっと定めさせていただきたいという風には考えているところなんですけど、ただ、これにつきましては、もし、これをそのまま踏襲するにしても、これは最終日の全協でもいいという事になりますね。という事は、開会中に開催させていただきます議会運営委員会でもう少し議論を深めた上で、決定をさせていただくという事で、本日皆様方にこの問題提起だけさせていただいて、またそれぞれお考えいただき、開会中の議会運営委員会でそれぞれのご意見を賜った上で、

議会運営委員会としての方針を出すという事でよろしいでしょうか、
そういう進め方をさせていただくという事でよろしいですか。

(了 承)

委員長 そうしましたら、皆様方にご了解をいただいたという事で、次回、
開会中に開催をさせていただきます議会運営委員会の中で、この件に
ついて、皆様方からご意見をいただき、方針を出し、その上で委員の
選出にあたるという風にさせていただきたいと思っておりますので、それま
でに委員皆さんにおかれましては、十分それぞれご検討しておいてい
ただきたいという風に思います。

小野委員 ちょっと付け加えてのお願いなんです、本日の議運の中でのある
程度議論というのはちょっと時間的にも無理だと思いますのであれで
すが、最初、委員長がおっしゃったように、附属機関への委員の選出
で色々、一つずつ精査していこうという事を、今、やってるという事
も、初日の全協で議員皆さんに報告していただきたいという事と、開
会中の時は協議事項として、附属機関の委員の選出について、という
事で選出自体をどうするか、という事。今、これら任期が切れるから
するんだ、という事じゃなくて、全体の委員についての選出について
は、その都度検討を加えていかれるのか、その中で議会運営委員会と
して結論を経て、そしたらこの委員会には選出をしないでおこうとい
う・・・になって、そのままですか、そこまでつっこんで決めて
おくのかどうか、という事もやはりみんな認識を一つにしてもらいた
いと思っておりますので、その点、開会中の時と全協での報告の中でも、議
員皆さんにそういう、重大なことやりますので、という事で伝えても
らいたいなと思っております。

委員長 ただ今、委員の方からご要望がございましたので、そのご要望には、
私の方で答えていきたいという風に思います。今までにも、例えば保

育所運営委員会など、議会からいっていた委員を、議会からは選出しないという事をやった事もございますが、こういう時ですので、附属機関への議会からの参加というのは、以前にも総合福祉会館の整備検討委員会に議会から出た事を、逆手にとられてと言うのか、議会からも委員に来てもらった、という事をしきりに助役や町長から言われて、色々言われた事も以前にもあったわけなんです、そういう事もございますが、色々議員必携などにも、この附属機関の考え方とも載っております。私も一定、勉強の方もさせていただいていますが、皆さんそれぞれにおかれても、この問題について、どうしていったらいいのか、というご認識を深めていただきまして、また皆さんの忌憚のない意見をいただいた上で、附属機関の委員選出については、丁寧に一から考えながらやっていきたいという風に思っております。次回はかなり、ですから深い議論になるかも知れませんが、是非とも皆さん方にもご議論いただきたいと思いますし、また、初日の全協においては、議会運営委員会ではそういう構えだという事、報告をさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、本日は時間の関係もございますので、継続審査については、以上で終らせていただきたいという風に思います。3. その他につきまして、(1)に書かせていただいているのは、今、処理いたしましたので、(2)その他について、これは、陳情とか文書がきているという事で、お手元の方に配布をさせていただいてるわけなんです、これについて、事務局の方から提出された経緯などについての説明だけ、とりあえず事務局の方からしていただきたいと思っております。

事務局長 嘆願書とか意見書の提出、また提案等の文書が来てます。早くから来ておった分もあるわけでございますけども、閉会中の委員会の中でご審議をしていただくという事でまとめさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。一つ目には、嘆願書という事で、並松の自治会連合会の会長さんの方から、町議会の議長宛、それから

町長宛に、昨年の6月に起きました建物火災についての後の事後処理について、今ビニールシート被せて放っておる状態という事でございますので、何とか法的処理等、行政側として考えていただきたいという事の嘆願書でございます。後ほどまた議長の方から内容等について、ご説明をしていただく事となりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、2枚目ですけども、日本国家公務員労働組合連合会の方から、「公共サービスの安易な民間解放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情、という事でこれは郵送で意見書案と共に提出をされてきたものでございます。また後ほどこの取扱いについてご議論をお願いしたいと思います。

それから、もう一点でございますが、特定非営利活動法人おとうちゃん友の会というところから、ジェネリック医薬品の促進について、町議会宛の提案文書でございます。これも郵送でございます。

次に、奈良県社会保障推進協議会から、郵送でございますが、国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対する意見書採択のお願い、という事で郵送されてきております。この社会保障推進協議会についてでございますが、労働組合また医療福祉関係の諸団体、助成団体などが集まられまして、創設されておるものでございますので、各市町村単位で250の地域で結成されているという事で、介護保険とか国民健康保険、医療制度改革等について運動を起こされているという協議会でございます。意見書の内容等については省略させていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

もう一つ、これも同じような医療制度改革に対します意見書採択のお願いという事で、奈良県保険医協会の方から郵送で来ております。この奈良保険医協会については、開業されておられます保険医さんの中で、歯科医師さんも含めた方々で、だいたい奈良県下では1,090人ですか、この中で構成されておられる団体で、同じく医療改革制度に対して議会の方で意見書採択をお願いしたいという事で参っておる分でございますので、ご議論の方、よろしくをお願いしたいと思います。

す。簡単な説明で申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。
以上です。

委員長

ありがとうございました。今、簡単ではありましたが、要点だけ局長の方から説明をしていただきました。特に嘆願書につきましては、町にも提出されているという事もございまして、私たちも町の方が、これを受けてどんな風に町は考えているのか、という事もございまして、議長の方から町の方へこれについての処理の方向ですね、お話をさせていただいている経過がございまして、その点につきまして、議長の方から説明をしていただきたいと思います。

議 長

この嘆願書につきましては、先ほど局長の方から報告ありましたように、議会宛と町長宛に出てきております。提出という事で18年1月19日にこちらの方で受け取っております。それから、町の方でどういう風な対応をするか、という事で総務部長とも色々協議させていただきました。町の方から本人さん宛にその整理について、再三話をさせていただいておるところでございすけれども、本人さんの理解が得られないという事で、あとまた息子さん、兄弟の方に話をさせていただいているところですが、全然取り合ってもらえない、今現在では息子さんやお兄さんには連絡がつかないという状況になっているという事でございます。それで、この件についてどうするか、という事で町の顧問弁護士と相談していただきましたが、所有者本人がおられるという事で、町の方から処理するという事はできないという答えが返ってきておりまして、あと、地元に対しまして、引続き、本人さんにこの撤去についてのご理解を得られるように、町の方からもう一度話を進めていきたいという形で答えをいただいております。今、説明させていただきました内容につきまして、一応、嘆願書に対する回答という事で町の方から会長宛に送るという事です。以上です。

委員長

ただ今議長の方から説明がありましたが、この嘆願書の主旨に、結

局は町はそえないという形になるわけでしょうね、そういう回答を町としては自治会の方にするという形になるんだろうと思うんですが、これにつきましては、委員皆様のご意見お聞きして、これについてどのように議会としては受け止めて処理をすべきであるか、という事のご意見がございましたらお聞きしたいと思います。

三木委員 私も朝からいただいた時に、これ見て、法的処置というのはどういう事かなと思って、丸付けておったんですけども、今、議長からそのように説明ありまして、联合会としてはこういう建物に火がついた、我々も色々と噂等聞いておりますが、にっちもさっちもいかないんだと、だから自治会としては出来ないんだから、何とか町の方で間にでも入ってもらって処置してくれないかという、何とかしてくれという声だと思うんですね、それに対して町が顧問弁護士に相談したら、こういうものは、町も中に入れないと。地元と本人との、本人がまだ居るという事については、出来ない。だから自治会と本人との話し合いをしてくれと言って、言葉はどうか分かんないけど、突っぱねてというのはちょっといかなものかと思ったりもするんですけど。

議長 自治会で話しなさいじゃなしに、町の方も本人さんに話をこれからも何回も続けていくという。自治会で話をしなさい、と違いますよ。

三木委員 そういう意味ですか。という事は、もう一回確認しますが、町の方としても本人の方とも話し合いをして、できるだけ会って、本人ともどういう考えで、どういう事をしていくという事を町も話をしていくという事ですか。

議長 できるだけ本人さんの理解を得られるように、町も動いていきたいという事です。

三木委員 ここに書いてあるとおりで、出来るだけ早く速やかに解決して、糸

口が出ればいいなと思います。そういう形で進めるように、一委員としてお願いします。

委員長 委員としてのご意見という事であれですが、嘆願書の処理ですね。議会としてこの嘆願書について、どのように取扱いをさせていただくべきか、という事についてご意見いただきたいなと思うんですが。

小野委員 議会運営委員会が開催するまでに、町の方でも色々、議長と話もされてるみたいですので、議会運営委員会でも、議会宛の嘆願書について、議長は、このように対処をして、このような報告という事でいただいていますので、同じようにこの嘆願書については、町の方でこういう対応をしてるという事を、話されて、またこれは一つずつ、議会としても何とかやれへんか、と言われてもこれはできない、法的に処理という事ができないという事ですので、町もそうして相手方というんですか、個人にも色々努力すると言ってますので、議会としても出来る限り、話をできるような状態を作っていくとか、また町に対してね、今、三木委員がおっしゃったように出来るだけ早く解決するように、というような事だけでしかできないのかなと思いますので、この嘆願書の処理については、全協で同じように報告していただいたら、それでいいと思います。どこへ付託とか、そういう事はする事もできないんじゃないかなと、そのように思います。

委員長 他に委員さんの方でご意見がございましたら、お聞きをしておきたいと思いますが。いかがでしょうか。小野委員。

小野委員 もしね、今、議長が色々説明、縷々していただいたんですが、何か町の方からそういう議長宛にこういう具合にして、やっていってますというような文書的なものでもあれば、それもつけて配布される方が私はいいいのかなと思いますねけど、その点については、どんなもんですか。

議長　　まだ日にち抜きですねけど、回答という形でいただいておりますので、それまた付けさせていただきます。

委員長　　今、議長の方から説明ありましたように、確定をしていないけれども、およそという事があって、一定の回答文を理事者側が作っているという状況の分については、議長もお持ちだという事なんで、それについては、何らかの形で小野委員の要望に添えていくという風な形を、議長の方から回答いただきましたので。

小野委員　　さらにちょっともう一点。嘆願書にそうして回答する、ちょっと誤解しないでほしいんですけど、それに対して、そういう義務はないですが、自治連合会での問題という事で嘆願してきておられますので、こちらから、議会からこの嘆願書に対しての文書を出すという事は、あえてしなくてもいいのか、しといた方がいいのかなという事もありますねけど、その点皆さんに意見として聞いていただければと思います。

委員長　　ただ今、小野委員からございましたように、町も一定の回答をこの並松自治連合会の方へ出すと、そしたら町宛とこうして斑鳩町議会議長中西和夫殿で、嘆願書それぞれ出てきてると。じゃあ、議会は議会として回答をさせていただくのか、という小野委員のご意見なんですけれども、その処理についてもどのようにさせていただいたらいいかと、委員の皆様お考えいただくのかと、ご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三木委員　　やはり町と議長宛に来ていますので、議会からイコール議長からもですね、たぶん今、議長お持ちのは町からのやつだと思うんですが、向こうからこうやって町と議長に来たものを、議長の方から町の方から答えは出てますので、というと、向こうは恐らく議会の方はどうなん

ですか、と返ってくると思うんです。そういう意味では内容は考えるとして、恐らく私は同じような回答でいいと思うんですが、出してあげた方がいいんじゃないかなと思うんですが。

委員長　ただ今、三木委員の方から議長名でもやはり回答を出した方がいいのではないか、というご意見いただきましたけれども、他の委員さんのご意見いかがでしょうか。

小野委員　こっちからそうして投げかけていって、何かそれを、というのがあれなんです、必ずしも、こういう嘆願、陳情等に対して、回答を要らないやけど、そこで要らないので、ただ、何でもかんでもせんなんもんやというように、これを前例という事にされるという事になったら、ちょっと困りますので、そこらちょっと形を変えたような答えがいいのかなと。今、三木委員が、端的に町からも回答するんやから、やっぱり議会からも、というような提案、こういうものに対しては必ず回答くるものやと解釈されても、また議会の方でも回答してるやんか、この時にね、だからこれもせんのかんと違うか、という問題もまた今度出てくる可能性もありますので、だから、その点ちょっと、それはもう委員長と議長と局長の方へお任せしたいなと私は思います。その点も配慮して回答していただければありがたいと思います。

委員長　そういう風に小野委員の方からこちらの方へふってこられましたけれども、先輩議員でもあります松田委員のご意見なども是非お聞きしたいなと思いますが、松田委員、どんな風に、この分について処理したらいいとお考えになられますか。

松田委員　わしは分からん、何のこっちゃんも分からん。

三木委員　私、これ見た当時のこと、周りから色々聞いてますから分かりますけど、前例が何かあるように聞こえるんですけど、私が思うには、ど

んな嘆願書にしても、やはりこうやって来た、で、両方受付けた。それに対して、町の方は返すと、町もしないのならば俺らの方もそれ、どんな形か知りませんが、無視すりゃいいのかどうか、それは別としても、何か考えるのもいいでしょうけど、町も出すとするならば、やはり議会としてもお出しするのが、私は礼儀じゃないかと思うんですけどね。

委員長

そうしましたら、これにつきましては、三木委員のご意見、そしてまた小野委員のご意見、これをお聞きしておりますので、先ほど小野委員もおっしゃっていただきましたので、正副委員長と議長、事務局と相談をさせていただいた上で、これの処理について、町の回答もどうなのか、最終的なチェックもさせていただかんといけないかなと、議会の方へこういう風に来てますのでね、その処理について再度ちょっと協議をしたいと思います。そこまで、私も議長と詰めて議論をしておりませんので、とりあえず本日委員さんの意見を聞いた上で、と思ったものですから、今日の委員さんのご意見を聞いた上で、さらに協議をさせていただきたいという風に思います。協議の結果については、また委員皆さんにお知らせをさせていただくようにしたいと思います。それが、それ位でよろしいでしょうか。

小野委員

委員長の今のそれで結構なんですけど、この嘆願書については配布に留めるという事だけの確認していただいた方が、私はいいと思うんです。それで、皆さんの意見はどうか、という事で、その後の処理については申し訳ないですけど、他の仮に配布される分についても、そういう事が前例になっていくのおかしいんですけど、できたら自治連合会の事でもありますし、という事でちょっと口を挟んだ訳なんです。その点をよろしくしてもらって、進めていただければいいと思います。

委員長

この件につきましては、確かに付託も非常に難しい、色々な問題点

が多岐にわたった問題点がございまして、そういう事からも議員皆さんに配布をさせていただき、町も弁護士とも相談しているという事もありますので、今後の回答を待ち、議会としても一定の結論を相手方にお知らせするかどうかを含めまして、協議をした上で対応したいと。この嘆願書については議員皆様に配布をさせていただいておくという事で、以上でよろしいでしょうか。

(了 承)

委員長 そうしましたら、続きまして、後きております、種類としては3点だと思えますが、公共サービスの安易な民間解放は行わず、充実を求める意見書についてと、ジェネリック医薬品、医療制度改革、この3点についてですね、これらについても、委員会に付託をするのか、また配布に留めておくのか、この辺の意見、ストレートにですが、お聞きしたいという風に思います。いかがでしょうか、それぞれ意見を。

小野委員 議員に配布していただいて、その内容で、また議員個人でも、このジェネリックについても色々質問されてる議員さんもおられますし、そうした形で色々対応されていかれる事についてまた議論したらいいかなと思いますので、議会運営委員会としては配布という事で、留めておいていただければありがたいなと思います。

委員長 小野委員の方からこれら3点、1点については2ヶ所から来てるんですが、3つの項目については配布に留めてはどうか、というご意見がございましたが、それ以外のご意見がございましたらお聞きをしたいと思います。いかがですか。

(な し)

委員長 という事は、これらについては、議員皆さんに配布をしておく。

その後、問題意識をお持ちの議員さんなどがおられましたら、またそれぞれの提出、提案とかによって、またそれらの動きについては、議運としてはまた決めていくという事で配布をさせていただいておくと。よろしいですか。

(了 承)

委員長 ありがとうございます。そうしましたら、その他について、他に委員さんの方からございますか。

三木委員 実は、2月21日、住民検討会議傍聴させていただきました。その時に、最後に検討会議としては議員定数、報酬委員会の件について、議会の方へちょっとお話を聞こうという事を言っておったようですが、その件については、どういう風にお考えなんですか。その事はここで言ってもいいのかな。

委員長 それは、議長の方から、その他でちょっとご報告いただこうかと思っておりましたんで。

(「じゃ、結構です。」との声)

委員長 その他、委員さんの方から何かございますか。

(な し)

委員長 よろしいですか。

委員さんの方からはないので、議長の方から、そしたら、その他についてご報告の方お願いします。

議 長 この前、住民検討会議が開かれた後で、今回、私ども議会の方で定

数と議員の削減について出した、その件について、委員会の方から内容について確認したいという事の申入れがございまして、今日、1時くらいですねけど、向こうの方から何名かその話、意見を聞きに来られるという事でございますので、その辺の報告だけさせてもらいたいと思います。対応につきましては、私と副議長と議運の委員長と副委員長と、一応4人という事で予定をしておりますけど、もし、議運の中の委員さんの中でも一緒に同席、という方おられるようでしたら、一緒に同席してもらっても結構かと思っておりますので、よろしく願います。

委員長

それだけでよろしいですか。

そうしましたら、局長の方からは何かその他。

事務局長

県の表彰の関係で少しご報告させていただきたいと思っております。3月28日に例年どおり県の議長会の定期総会がございまして。その中で、全国議長会表彰という事で、斑鳩町が優良町村議会という事で、今回、2回目になるわけですが、以前に斑鳩町は優良町村議会という事で表彰受けておるわけですが、県下順番にずっと一巡されたという事で、各ブロックの中から、名前が相応しくないかも分かりませんから、一応ほとんどの町村で受けていただいたという事で今回、北ブロック、中ブロックの中で斑鳩町と高取町さんの方で推薦させていただきたいという事で、県の議長会の方からございましたので、上申をさせていただきまして、2町が優良町村議会として表彰を受けるという事になりましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

それから県の議長会の表彰も3月28日に行われるわけですが、今回、小野議員さんが15年の勤続表彰という事で、特別表彰をお受けになる事になりますけれども、例年代表受領という形で、他の議員さんがいただいてもらう事になるわけですが、まだ、どなたが代表受領になられるかというのは確定をしていただいておりますの

で、3月28日にあるという事で、もし代表受領で行っていただくという事になりましたら、直接、小野議員さんの方にご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。それから事務局の方ですけども、事務局5年以上勤続という事で、谷本書記の方が一応県の議長会の方で表彰を受けさせていただくという事になっておりますので、報告だけさせていただきます。

委員長

今、事務局の方からもご報告をさせていただきました。

他にご意見もございませんですね。ご意見もないようですので、その他についても以上で終らせていただきたいという風に思います。

あと、総務部長の方がちょっとその他でという事なんで、来られましたので、用事を聞かせていただきたいと思います。

総務部長

えらい時間取りまして。実は予算書の作成の関係で、2月は28日までという事で、3月2日から本会議という事でございますので、準備をしておりました。それぞれ、内容については、万全に委員会にもご相談しながら進めてまいった関係上、先ほど色々と委員さんの方でお纏めいただいた事については、十分、私も理解しておりますけれども、ただ、予算書の中で、債務負担行為の中でその分については定めておまして、平成19年4月1日から22年3月31日の中でこれを予定して、この中に入れておまして、最後の方にその内訳、調書と言いますか、詳しくはその分をずっと記載しております。そういった関係上、そういった1年になりますと、やはりこの分については削除していくという事で、せつかくこれをきれいにさせていただいたものが、その分が変わるという事になるという事も、その事も申し上げておかなければいかんかと思いたしましたので、あえてこの時間いただいております。こうした流れになったという中でこういう風にこしらえてきたという事でご理解を賜りたいと思っております。

小野委員

その事は分かります。だから、そういう今、さっきの重たい荷物を

軽く持ってきたのではない、と私は理解してますので、その点だけお願いします。ただ、そのきれいな予算書がちょっと見栄え悪くなってくる事を、私は期待してます。それだけです。

委員長 私たちはあくまでも一年で、やっぱりそれが、制度の改正の中でやってきてどうだったのか、というチェックをきちっとしたい、という思いがございますので、1年という事を申し上げました。理事者側におかれては、4年という事を想定して、そういう風にされているという事も十分分かりますが、じゃあ1年で、私たちがチェックをできる方法などについても考えていただける余地はないのか、という事も含めまして、今、小野委員がおっしゃられた事も部長も聞いていただいたと思いますが、再度ちょっと検討をしていただけたらなという風に思います。

総務部長 私、これを、委員会のまとめを覆すつもりは何もありません。ただ、こういう流れにありますから、これ出した時になんでや、となったらいかんので、それだけちょっとご了解いただきたいと思いましたが、あえて申し上げました。先ほど言いたかったのは、その件で。

委員長 分かりました。どうもお世話様です。
以上で、本日予定いたしておりました案件は全て終了いたしました。
本日の委員会報告のまとめにつきましては、例によりまして、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
定例会初日開会前には、特段審議をお願いする案件がなければ、議会運営委員会は開かないということで、開催の必要が生じた時に

は、正副委員長にご一任をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、定例会初日の開会前には議会運営委員会は開きませんが、会議を開く必要が生じた時には、正副委員長の判断で、会議の招集をさせていただくこととなるかも知れない、ということをお含みをいただきまして、本日の議会運営委員会は、以上でもって閉会とさせていただきます。

長時間大変ご苦勞さまでございました。皆さんお疲れさまでございます。
(午後 12時30分 閉会)